

## 第2回「中古バイクの走行距離表示に関する実態調査」を実施 —59台・50社が不当表示、内14社は再度の違反—

- 当協議会は、平成30年2月に走行距離表示適正化の一環として、二輪車情報誌・同Webサイトに掲載された中古バイクの走行距離表示について、過去のオークション出品履歴と照合し、適正に表示されているかの実態調査を実施したところ、213台・124社において不当表示（例えば、オークションに「減算車」として出品された中古バイクについて、二輪車情報誌・同Webサイトでは「実走行」と表示、等）が認められたため、当該販売店に対し、改善の要請をいたしました。
- 本年5月、同様の方法により2回目となる実態調査を実施したところ、全国で59台・50社の中古バイクの走行距離の表示について、同様の不当表示（内14社は再違反）が見受けられました。（件数の詳細は次頁の表をご参照ください。）
- そのため当協議会は、問題となる不当表示を行っていた販売店50社に対して、早急に改善の要請をするとともに、前回の調査に続いて再度の不当表示が認められた販売店14社（会員販売店5社、非会員店9社）に対しましては、会員販売店については公正競争規約違反として、厳正な措置を採り、非会員販売店については景品表示法違反として、消費者庁による措置を要請する等、厳正に対処することといたします。
- 会員販売店の皆様におかれましては、同様の問題が起こることのないよう、販売する中古バイクの二輪車情報誌・同Webサイト、店頭展示車等の走行距離表示について、仕入れ時の帳票類（オークション落札票、業販契約書・仕入伝票等）を基に、再度ご確認くださいようお願いします。
- なお、当協議会は、中古バイクの適正な走行距離表示について、消費者に周知するための動画を作成、YouTubeの広告動画として配信（平成30年7月～11月）しております。会員販売店の皆様におかれましては、前回送付した同内容のポスターを店内に貼付するなど、消費者に対する適正な走行距離表示の周知活動にご協力ください。

適正な走行距離表示に関する、特設ページ・ツール類をホームページに公開していますので、以下URLよりご参照下さい。

- 走行距離表示に関する特設ページ（「よくあるご質問とその考え方」等）

<http://www.aftc.or.jp/contents/mc/meter/index.html>

- 走行距離表示パンフレット

[http://www.aftc.or.jp/content/files/mc/download/soukoukyori\\_panf2.pdf](http://www.aftc.or.jp/content/files/mc/download/soukoukyori_panf2.pdf)

- 走行距離PRポスター

[http://www.aftc.or.jp/content/files/mc/download/soukoukyori\\_poster.pdf](http://www.aftc.or.jp/content/files/mc/download/soukoukyori_poster.pdf)

【問題となる走行距離表示の台数】

NO	オークションにおける走行距離表示	二輪車情報誌・同 Web サイトにおける走行距離表示	対象台数
1	メーター交換歴車（\$）	実走行車	1台
2	減算車（*）	実走行車	17台
3		交換車	1台
4	疑義車（?）	疑義車（走行距離不明）	14台
5		実走行車	18台
6	実走行車	実走行車（オークション仕入れ時よりも1,000km以上過少に表示）	8台
			計59台

【問題となる走行距離表示を行っていた販売店（法人）数】

■会員・非会員別

	対象社数	
	公取協会員店	公取協非会員店
合計	50社	26社

■該当車両取扱台数別

	対象社数		
	該当車両1台	該当車両2台	該当車両3台
合計	50社	42社	1社

■違反回数（初回・再違反）別

	対象社数	
	初回	再違反（前回の調査においても違反）
合計	36社（会員19社、非会員17社）	14社（会員5社、非会員9社）

■都道府県別

宮城県	1社	神奈川県	5社	愛知県	3社	京都府	1社	香川県	1社	鹿児島県	1社
栃木県	1社	群馬県	1社	三重県	1社	兵庫県	3社	福岡県	6社		
埼玉県	8社	長野県	2社	石川県	1社	広島県	1社	佐賀県	2社		
東京都	5社	静岡県	2社	大阪府	3社	山口県	1社	長崎県	1社		

【公正競争規約違反に対する措置《嚴重警告・違約金》】

参  
考

公正競争規約違反（不当表示）に対して自動車公正取引協議会が行う措置。違反行為の排除及び同様の違反行為を行わないよう命じるもの。悪質性が高いと判断された場合は、併せて違約金を課し、会報誌等で事業者名及び違反行為を公表する。

【景品表示法違反に対する措置《措置命令・課徴金》】

不当景品類及び不当表示防止法違反に対して消費者庁及び都道府県が行う行政処分。違反行為の撤回、再発の防止を命じるもの。加えて課徴金を課される場合もある。消費者庁HPや記者会見等において事業者名及び違反行為について公表、また、違反をした事業者は、違反となる広告を掲載した媒体に謹告文等を自費で掲載する必要がある。

●前回の調査結果につきましては、下記 URL をご参照ください

[http://www.aftc.or.jp/content/files/mc/download/aftc\\_info/aftcinfo\\_20180307.pdf](http://www.aftc.or.jp/content/files/mc/download/aftc_info/aftcinfo_20180307.pdf)

この件に関するお問い合わせは・・・

一般社団法人 自動車公正取引協議会 二輪車業務部まで TEL 03-5511-2113